

## 文例（結婚した相手に連れ子がいる場合）

### ①生前に養子縁組をした上で財産を残す場合

第1条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

#### 1 預貯金

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇  
名義人 遺言者

#### 2 第1条および第3条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第3条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、養子〇〇〇〇に相続させる。

現金〇〇〇万円

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職業 〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

## ｜養子縁組か遺贈

結婚した相手に連れ子がいるケースは少なくありません。しかし結婚したからといって当然に相手の連れ子と法的な親子にならないことに注意しましょう。相手の連れ子は養子縁組をしない限り、相続権は発生しません。連れ子に財産を残してあげるには、生前に養子縁組を行い、相続人として財産を相続させるか、遺言で遺贈を行う必要があります。なお養子縁組を行うと、養子と実子（嫡出子）は同じ相続分となります。

## 文例（結婚した相手に連れ子がいる場合）

### ②遺贈で財産を残す場合

第1条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種 類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 預貯金

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種 類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇  
名 義 人 遺言者

2 第1条および第3条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第3条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、妻〇〇〇〇の子〇〇〇〇（生年月日）に、遺贈する。

現金〇〇〇万円

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職 業 〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

### ｜養子縁組か遺贈

結婚した相手に連れ子がいるケースは少なくありません。しかし結婚したからといって当然に相手の連れ子と法的な親子にならないことに注意しましょう。相手の連れ子は養子縁組をしない限り、相続権は発生しません。連れ子に財産を残してあげるには、生前に養子縁組を行い、相続人として財産を相続させるか、遺言で遺贈を行う必要があります。養子縁組を行うと、養子と実子（嫡出子）は同じ相続分となります。